

発議第 4 号

つくばみらい市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びつくばみらい市議会会議規則
第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 中島 督仁

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡本 昌弘

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 吉田 稔之

提案理由

本条例第 3 5 条の規定において不備を認めるに至り、本来設けるべき規定を追加し補完
するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 年 月 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第 号

つくばみらい市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年つくばみらい市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第35条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

つくばみらい市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年つくばみらい市条例第8号)新旧対照表

改正案	現行
(訂正決定等の期限) 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u>	(訂正決定等の期限) 第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 (新設)